



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 3 日 (火)
号外第 100 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	遊漁規則の認可 (667) (水産課)	2
-------	-------------------------------	---

告 示

鳥取県告示第667号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定に基づき、平成25年9月1日に内水面における第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所 千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34-5
- (2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第1号
- (3) 遊漁規則の内容

ア 目的

この規則は、千代川漁業協同組合（以下1において「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権に係る漁場の区域（平成25年鳥取県告示第458号（内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について）の1の（1）のウに規定する線から上流の千代川本流及び支流をいう。以下1において同じ。）において、組合員以外の者による当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下1において同じ。）の採捕（以下1において「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下1において「さお釣り等」という。）により遊漁をする場合はこの限りでない。

ウ 漁具又は漁法等の制限

(ア) 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等（やまめ（さくらますを除く。）、いわな、あまご（さつきますを除く。）及びにじますの採捕にあつては、a から e までに掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等）による遊漁は行ってはならない。

- a さお釣り
- b 手釣り
- c やす
- d 徒手採捕
- e たも網
- f 投網
- g 鵜川
- h 四つ手網
- i 川舟

(イ) 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。
投網	網目は2センチメートル以上とすること。

四つ手網	1 人 1 統とすること。
鵜川	1 人 1 統とし、従事者は 6 人以内とすること。
川舟	いかり網の長さが 50メートル以内の無動力船に限ること。

(ウ) 次の表に掲げる区域内（以下 1 において「友釣専用区」という。）においては、6 月 1 日から 7 月 31 日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

鳥取市用瀬町古用瀬の newly 瀬橋下流端から同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域
八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域

エ 遊漁期間

(ア) 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期間
あゆ	6 月 1 日から 9 月 25 日まで及び 11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、いわな、あまご及びにじます	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
さくらます	3 月 1 日から 5 月 31 日まで
さつきます	3 月 1 日から 9 月 25 日まで
こい	1 月 1 日から 5 月 14 日まで及び 6 月 15 日から 12 月 31 日まで

(イ) (ア)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため同表の中欄に掲げる漁法は同表の右欄に掲げる期間禁止する。

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
八頭郡若桜町大字若桜の中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬の中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬の梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	6 月 1 日から同月 14 日まで
	投網	6 月 1 日から同月 30 日まで
上記以外の区域（とも釣専用区を除く。）	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	6 月 1 日から同月 14 日まで
	投網	6 月 1 日から同月 30 日まで

オ 禁止区域

エの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁止区域	禁止期間
八頭郡智頭町大字市瀬鳥巣のかんがい用えん堤上流端の上流 10メートルから下流 50メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤（関谷堰）上流端の上流 10メートルから下流 40メートルまでの区域	
鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端の上流 10メートルから下流 60メートルまでの区域	
八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端の上流 18メートルから下流 180メートルまでの区域	
八頭郡八頭町島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端の上流 20メートルから下流 150	

メートルまでの区域	
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤の上流50メートルから下流100メートルまでの区域	
鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端の上流30メートルから下流50メートルまでの区域	
鳥取市河原町曳田字丸山の井手かんがい用えん堤上流端の上流50メートルから下流100メートルまでの区域	
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端の上流240メートルから上流535メートルの地点までの区域	
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端の上流50メートルから下流100メートルまでの区域	4月1日から 6月30日まで
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端からその下流1800メートルまでの区域	9月26日から 11月10日まで
鳥取市秋里の潮止えん堤上流端の上流30メートルから下流50メートルまでの区域	2月1日から 5月31日まで

カ 全長制限

やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。

a 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料	
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、 いわな、あまご(さつきますを含む。)、 にじます及びこい	さお釣り等	年間	8,000円	
		1日限り	3,000円	
やまめ(さくらますを含む。)、 いわな、あまご(さつきますを含む。) 及びにじます	さお釣り等	年間	5,000円	
		1日限り	3,000円	
あゆ、さくらます、さつきます及び こい	投網(さお釣り等を併用する場合 を含む。)	年間	12,000円	
	鵜川	年間	50,000円	
	四 つ 手 網	1辺の長さが183センチメー トル未満	年間	5,000円
		1辺の長さが183センチメー トル以上	年間	8,000円
	川舟(無動力船1隻によるもの に限る。)	年間	30,000円	

b 平成26年2月1日以降

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、 いわな、あまご(さつきますを含む。)、 にじます及びこい	さお釣り等	年間	9,000円
		1日限り	3,500円

やまめ（さくらますを含む。）、 いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじます	さお釣り等		年間	5,500円
			1日限り	3,500円
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）		年間	13,500円
	鵜川		年間	55,000円
	四 つ 手 網	1辺の長さが183センチメートル未満	年間	5,500円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年間	9,000円
	川舟（無動力船1隻によるものに限る。）		年間	33,000円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

a 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで

区 分	遊漁料	
70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間	3,000円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間	1,500円

b 平成26年2月1日以降

区 分	遊漁料	
75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間	3,500円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間	1,700円

(ウ) 小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、(ア)の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また(イ)の適用を受けた70歳以上の者又は75歳以上の者及び身体障害者が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、(イ)の表に定める遊漁料と(ア)の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

(エ) 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（鳥取市河原町長瀬34-5）又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

ク 遊漁証に関する事項

(ア) 組合は、イの承認をしたときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表

裏面の注意書きを讀んで下さい	No. 遊 漁 証 ※遊漁証の再発行は理由の如何に係わらず致しません。		2 5
	住 所	市 町 郡 村	
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平	年 月 日生
	遊漁料金	一金	円也
	有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
	交付場所		
		平成 年 月 日 千代川漁業協同組合長 ㊤	

(注) 1 最上段の右欄には発行年度が入る。

2 溪流の遊漁証の場合は、最上段の「遊漁証」の右側に「㊤」が入る。

裏

注 意 事 項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することが出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間（別に禁止区域は期間があります）

- ・いわな、やまめ、 10月1日から2月末日まで
にじます、あまご
- ・あゆ 2月1日から6月解禁まで
9月26日から10月31日まで
- ・こい 5月15日から6月14日まで

(イ) 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(ウ) 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

(ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- (イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。
- (ウ) 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端からその下流1,800メートルまでの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

コ 漁業監視員

- (ア) 漁業監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- (イ) 漁業監視員は、次の様式による漁業監視員証を携帯し、かつ、漁業監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表	裏
<p>漁 業 監 視 員 証</p> <p>氏名 ○ ○ ○ ○</p> <p>注 意 事 項</p> <p>本証は漁業の際必ず携帯のこと。 本人以外には使用できません。</p>	<p>組 合 員 之 証</p> <p>第 ○○○○ 号</p> <p>住 所 :</p> <p>氏 名 :</p> <p>生 年 月 日 : 年 月 日 生</p> <p>千代川漁業協同組合 印</p>

サ 違反者に対する措置

- (ア) 組合は、遊漁者がイの規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、キの(ア)及び(イ)に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。
- (イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイ以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(4) 遊漁規則施行の日 平成25年9月1日

2(1) 漁業権者の名称及び住所 天神川漁業協同組合
倉吉市西倉吉町7-12

(2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第2号

(3) 遊漁規則の内容

ア 目的

この規則は、天神川漁業協同組合（以下2において「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権に係る漁場（平成25年鳥取県告示第458号の2の（1）のウに規定する線から上流の天神川本流及び支流をいう。以下2において同じ。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、（さくらますを含む）、いわな、あまご（さつきますすを含む）、にじます及びこいをいう。以下2において同じ。）の採捕（以下2において「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (ア) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、中学生以下の者については、この限りでない。
- (イ) 漁場の区域内において各種団体が遊漁に関する行事を主催する場合には、あらかじめ遊漁の対象とする水産動物の名称、漁具、漁法等、遊漁区域、遊漁期間等行事の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。
- (ウ) 組合は、(イ)の規定による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

ウ 漁具又は漁法等の制限

- (ア) 遊漁の方法は、さお釣り、やす、たも網、投網、鶴川又は川舟に限る。

(イ) 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	規模
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
川舟	無動力船に限ること。
鵜川	1人1統とし、従事者は4人以内とすること。

エ 遊漁期間

(ア) 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、あまご、いwana及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こい	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

オ 禁止区域

(ア) エの規定にかかわらず、次の表に掲げる区域内においては、遊漁を行ってはならない。

禁止区域
東伯郡三朝町大字大柿字東塚の中国電力株式会社設置のえん堤上流端の上流18メートルから下流180メートルまでの区域
倉吉市下余戸の郡山えん堤下流端からその下流20メートルまでの区域
倉吉市田内の鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端からその下流30メートルまでの区域
倉吉市三明寺の北条用水えん堤下流端からその下流20メートルまでの区域
東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域

(イ) 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。

漁法	禁止区域	禁止期間
投網	三徳川（その支流を含む。）のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	1月1日から 12月31日まで
	小鹿川（その支流を含む。）のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
	加茂川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域	
	加谷川（その支流を含む。）のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
	福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	
	小鴨川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域	
	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町郡家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	
	滝川（その支流を含む。）のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
	清水川（その支流を含む。）のうち清水川と小鴨川との合流点から	

	上流の区域	6月1日から 8月31日まで
	余川谷川（その支流を含む。）のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域	
	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	
	三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり大橋までの区域	
	天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰 ^{せき} までの区域	
さお釣り（フライ・ルアーを除く）	小鴨川のうち倉吉市関金町西地内の讃岐井手頭首工から同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで

カ 全長制限

(ア) 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の名称	大きさ
やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご、（さつきますを含む。）、にじます及びこい	15センチメートル以下

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）いわな、あまご（さつきますを含む。）にじます及びこい	さお釣り及びたも網	年間	8,000円
		1日限り	3,000円
やまめ（さくらますを含む。）いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじます	さお釣り及びたも網	年間	5,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網（さお釣り及びたも網を併用する場合を含む。）	年間	12,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鶺鴒川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,500円
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り 10,000円
75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者（さお釣り及びたも網）	年間 3,000円

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においてさお釣りをを行う場合の遊漁料は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1 日限り 3,500円

(エ) 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町 7-12）又は組合がクの(ア)で定める遊漁承認証（以下 2 において「遊漁証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。

ク 遊漁証に関する事項

- (ア) 組合は、イの(ア)の承認をしたときは、遊漁証を遊漁者に交付するものとする。
- (イ) 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- (ウ) 遊漁証は、理由を問わず再発行しないものとする。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

- (ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

コ 漁場監視員

- (ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- (イ) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表	裏
漁場監視員証	注意事項
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
生年月日	
有効年月日	
発行年月日	
発行者	
天神川漁業協同組合 ㊟	

サ 違反者に対する措置

- (ア) 組合は、遊漁者がイの(ア)又は(イ)に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、キの(ア)から(ウ)までに定める遊漁料の 2 倍に相当する額を徴収するものとする。
- (イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイの(ア)及び(イ)以外の規定に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(4) 遊漁規則施行の日 平成25年 9 月 1 日

3 (1) 漁業権者の名称及び住所 日野川水系漁業協同組合
米子市熊党323-1

(2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第 3 号

(3) 遊漁規則の内容

ア 目的

この規則は、日野川水系漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権に係る漁場（平成25年鳥取県告

示第458号の3の(1)のウに規定する線から上流の日野川本流及び支流をいう。以下3において同じ。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますすを含む。)、いwana、にじます、うなぎをいう。以下3において同じ。)の採捕(以下3において「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、組合の承認を受けるものとし、この承認は遊漁料の納付(無料の場合を含む。以下3において同じ。)をもってする。ただし小学生以下の者、又は組合の承認を受けた釣大会等に参加する者については、この限りではない。

ウ 漁具又は漁法等の制限

(ア) 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ(さくらますを除く。)、あまご(さつきますすを除く。)、いwana、にじますを採捕する場合は、さお釣及び手釣に限り、うなぎを採捕する場合は、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱及びつけ針に限る。うなぎ以外の水産動物を採捕する場合には、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱又はつけ針を用いてはならない。

- a さお釣
- b 手釣
- c はえ縄
- d うなぎ籠
- e うなぎ箱
- f つけ針
- g 徒手採捕
- h たも網
- i 投網
- j 地びき網
- k 川舟

l いかだ(これに類するものを含む。以下同じ。)

(イ) 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ中央欄に掲げる規模の範囲内であつて右欄の期間内でなければならない。

漁具又は漁法等	規模	期間
たも網	網目2センチメートル以上	1月1日から12月31日まで
投網	網目2センチメートル以上	1月1日から12月31日まで
地びき網	網目6センチメートル以上	11月1日から翌年3月31日まで
川舟	総トン数1トン以下(無動力船に限る。)	8月1日から翌年6月30日まで
いかだ	-	8月1日から翌年6月30日まで

(ウ) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により行ってはならない。

区域	期間
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	6月1日から8月31日まで
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域	
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域	
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域	

西伯郡伯耆町庄の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域	
西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	6月1日から 9月25日まで

エ 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物の名称	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの期間内で毎年組合が定めて公表する期間内
こい	1月1日から12月31日まで
やまめ(さくらますを除く。)、あまご(さつきますを除く。)、いわな、にじます	3月1日から9月30日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

オ 禁止区域

エの規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

禁止区域	禁止期間
日野郡江府町大字洲河崎字白住の中国電力株式会社設置のえん堤上流端の上流18メートルから下流360メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで
日野郡江府町大字佐川の中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端の上流18メートルから下流360メートルまでの区域	
日野郡江府町大字佐川の中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端の上流18メートルから下流80メートルまでの区域	
西伯郡伯耆町吉定のかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端の上流30メートルから下流150メートルまでの区域	1月1日から 5月31日まで
米子市古豊千の米川えん堤(米子市観音寺側含む。)上流端の上流36メートルから下流360メートルまでの区域	2月1日から 6月30日まで 及び9月26日 から11月10日 まで
米子市観音寺の鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端の上流18メートルから下流180メートルまでの区域(法勝寺川)及び日野川本流との取入水路	
米子市皆生字中野浪新田862-2(日野川本流左岸)と同地点から真方位110度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	

カ 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物の名称	全長
こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の名称	漁具又は漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますを含む。）、いわな、にじます	さお釣及び手釣	年間	8,400円
		1日限り	3,150円
やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますを含む。）、いわな、にじます	さお釣及び手釣	年間	5,250円
		1日限り	3,150円
あゆ、こい、さくらます、さつきます、うなぎ	地びき網	年間	52,500円
	川舟及びいかだ	年間（一隻）	31,500円
	徒手採捕、たも網及び投網（さお釣及び手釣も行うことができる。）うなぎに限り、はえ縄、籠、箱、つけ針（穴釣を行う事ができる）	年間	12,600円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ、こい、やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますを含む。）、いわな、にじます、うなぎ	70才以上の者（県内者に限る。）	交付日から無期限	500円
	中学生 高校生	年間	1,050円
	身体障害者（手帳所持者に限る。）	年間	1,575円
あゆ、こい、やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますを含む。）、いわな、にじます	女性	年間	4,200円
		1日限り	1,575円
やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますを含む。）、いわな、にじます	女性	年間	2,625円
		1日限り	1,575円

(ウ) 遊漁料の納付は、日野川水系漁業協同組合事務所（米子市熊党323-1。以下3において「事務所」という。）又は別に公示する日野川水系漁業協同組合が遊漁承認証の発行業務を委託した遊漁証発行取扱所においてしなければならない。ただし、地びき網、川舟及びいかだの漁具漁法を用いる場合には事務所において納付しなければならない。

ク 遊漁承認証に関する事項

(ア) 組合は、イの(ア)の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(ウ) 遊漁承認証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

(ア) イの(ア)の承認を受けた遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

コ 漁場監視員

(ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なうことがある。

(イ) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるもの

とする。

サ 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則のイの(イ)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(4) 遊漁規則施行の日 平成25年9月1日

4(1) 漁業権者の名称及び住所 湖山池漁業協同組合

鳥取市湖山町南一丁目969-5

(2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第4号

(3) 遊漁規則の内容

ア 目的

この規則は、湖山池漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権に係る漁場（平成25年鳥取県告示第458号の4の(1)のウに規定する湖山池及び湖山川をいう。以下4において同じ。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえび。以下4において同じ。）の採捕（以下4において「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

(ア) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

(イ) 前項の規定による申請は、次の様式による申請書でなければならない。

遊漁承認申請書	
湖山池漁業協同組合 様	
私は、湖山池漁業協同組合の漁場区域内で遊漁を行いたいので、承認していただきますようお願いいたします。	
平成	年 月 日
	住所
	氏名
	年令

(ウ) 組合は、(ア)の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（(ア)の承認を受けた者をいう。以下4において同じ。）の行なう水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はサに規定する場合を除き、(ア)の承認をするものとする。

(エ) 鳥取市に住所を有する者については、申請して承認を得なければならないが、遊漁料は免除される。

ウ 漁具又は漁法等の制限

(ア) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- a さお釣及び手釣（引懸（ゾロ）、ルアーを除く。）
- b たも網
- c 徒手採捕

(イ) (ア)の場合において、船又はいかだ等を用いてはならない。

(ウ) (ア)の場合において、撒き餌（アミ）をしてはならない。

エ 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁であって、それぞれ同表の中欄に掲げる漁法によるものは、同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

魚種	漁法	期間
こい、ふな	たも網	7月16日から翌年5月14日まで
しらうお	たも網	4月1日から翌年1月31日まで

オ 禁止区域等

(ア) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
鳥取市金沢における長柄川河口からその上流500メートルの区域及び同河口からその右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで
鳥取市金沢の忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以西の区域	
石がま	
石がまの周辺18メートル以内の区域	10月1日から7月15日まで
鳥取市福井の福井川河口から上流660メートルまでの区域及び同市金沢の坂津橋下流端から下流の宇田川の区域	5月15日から7月15日まで
鳥取市松原の枝川河口から上流595メートルまでの区域	
鳥取市高住の高住川河口から上流315メートルまでの区域	
鳥取市布勢の県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域	
鳥取市湖山町南二丁目の古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端からその上流370メートルまでの垂井川の区域	

(イ) 次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の中欄に掲げる区域内において、同表の右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

魚種	区域	期間
こい及びふな	湖山池	5月15日から7月15日まで
シラウオ漁	鳥取市高住字濱手136-13から158-2にかけての岸から沖合い30メートルの間	3月1日から5月31日まで
	鳥取市良田の農業廃水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合い30メートルの間	
	鳥取市良田字大黒見638から鳥取市松原字新開田597-1にかけて岸から沖合い30メートルの間	
	鳥取市金沢字町山分758から字大門山分757にかけて岸から沖合い30メートルの間	
	鳥取市三津1232-3から1233-1にかけて岸から沖合い30メートルの間	

(ウ) 次の表の左欄に掲げる区域において同表の中欄に掲げる禁止漁具又は漁法により、同表の右欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

区域	禁止漁具又は漁法	水産動物の種類
湖山川（鳥取市湖山町東三丁目と市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域）	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ

カ 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。

期 間	遊漁料
1月1日から12月31日まで	10,000円
1日限り	1,000円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄のとおりとする。

区 分	遊漁料
中学生以下の者及び80歳以上	無料
高校生及び身体障害者（手帳所持者に限る。）	(ア)に規定する額の2分の1の額
へらぶな釣りの団体に所属する者	(ア)に規定する額の5分の3の額
鳥取市に住所を有するもの	無料

(ウ) 遊漁料の納付は、湖山池漁業協同組合事務所（鳥取市湖山町南一丁目969-5）においてしなければならない。

ク 遊漁承認証に関する事項

(ア) 組合は、イの(ア)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

No.		遊漁承認証	
氏名		大・昭・平 年 月 日生	
住所			
交付	平成 年 月 日		
平成 年 月 日まで有効			
鳥取市湖山町南1丁目969-5			
湖山池漁業協同組合			
電話 0857-28-1078			

(イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

(ア) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

コ 漁場監視員

(ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

(イ) 漁場監視員は、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

サ 違反者に対する措置

(ア) 遊漁者がイの(ア)に違反したときの遊漁料は、キの(ア)及び(イ)に定める遊漁料に10,000円上乗せした額とする。

(イ) 組合は、遊漁者がこの規則のキの(ウ)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(4) 遊漁規則施行の日 平成25年9月1日

5(1) 漁業権者の名称及び住所 東郷湖漁業協同組合

東伯郡湯梨浜町上浅津123-20

(2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第5号

(3) 遊漁規則の内容

ア 目的

この規則は、東郷湖漁業協同組合（以下 5 において「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権に係る漁場（平成 25 年鳥取県告示第 458 号の 5 の（1）のウに規定する橋津川、東郷池及び東郷川をいう。以下 5 において同じ。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら及びすずきをいう。以下 5 において同じ。）の採捕（以下 5 において「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、東伯郡湯梨浜町、三朝町、北栄町に住所を有する者並びに中学生以下の者及び 70 歳以上の者については、この限りでない。

ウ 漁具又は漁法の制限

(ア) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならない。

- a さお釣り（引懸を除く。以下 5 において同じ。）
- b 手釣り
- c たも網
- d 徒手採捕

(イ) (ア)に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用いてはならないものとする。

エ 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期間
こい	7 月 16 日から翌年 5 月 14 日まで
ふな	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
わかさぎ	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
しらうお	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

オ 禁止区域

エの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁止区域	禁止期間
東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地の東郷川河口からその上流 180 メートルまでの区域	1 月 1 日から 3 月 31 日まで及び 5 月 15 日から 7 月 15 日まで
東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾屋敷 394（東郷池尻右岸）と同地点から 276 度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
東伯郡湯梨浜町大字南谷の県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつぼ排水路の区域	5 月 15 日から 7 月 15 日
東伯郡湯梨浜町大字下浅津の県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域	
東伯郡湯梨浜町大字藤津の藤津橋下流端から下流の舎人川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字長江の湖西農免農道の東側路端から下流の長江港川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字門田の門田橋下流端から下流の埴見川の区域	

東伯郡湯梨浜町大字長和田の羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域	1 月 1 日から 3 月 31 日まで及び 5 月 15 日から 7 月 15 日まで
----------------------------------	---

カ 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の名称	大きさ
こい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り、手釣り、たも網及び徒手採捕	年間	3,000円
	1日限り	1,000円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、高校生及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）に係る遊漁料の額は、(ア)の額の2分の1に相当する額とする。

(ウ) 遊漁料は、東郷湖漁業協同組合事務所（東伯郡湯梨浜町大字上浅津123-20）において納付しなければならない。

ク 遊漁承認証に関する事項

(ア) 組合は、イの(ア)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証を交付するものとする。

表

裏

遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します。		
遊漁者	住所	年齢
	氏名	
承認期間		
魚種		
漁具又は漁法		
遊漁料		
発行者		
東郷湖漁業協同組合	印	
連絡先		

注意事項

(イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

(ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

コ 漁場監視員

(ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。

(イ) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
有効期間	
発行年月日	
発行者	
東郷湖漁業協同組合	印

裏

注意事項

サ 違反者に対する措置

(ア) 組合は、遊漁者がイの(ア)の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、キの(ア)及び(イ)に定める遊漁料の1.5倍に相当する額を徴収するものとする。

(イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイの(ア)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(4) 遊漁規則施行の日 平成25年9月1日